

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後に自己都合により退職した場合、分割支払いの紹介手数料について残月分がある場合は以降の支払いは頂かないこととする。

ただし、採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なるなどに起因する退職の場合はこの限りではない。